

令和7年度 第3回小樽市国民健康保険運営協議会 会議録

日 時	令和8年2月10日(火) 12:58~13:20
場 所	消防講堂
出 席 者	片桐会長、藤井委員、渋谷委員、土屋委員、栗田委員、 平山委員、近藤委員 長谷川福祉保険部次長、橋本福祉保険部主幹、 飯田保険年金課長、保険年金課主査、庶務係長、保険係長、 外係員2名
欠 席 者	和賀委員、大本委員、橋口委員、和泉委員
庶務係長	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ただ今から「令和7年度 第3回小樽市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。</li><li>・ 本日は、和賀委員、大本委員、橋口委員、和泉委員が所要で欠席のため、委員11名中、7名の御出席をいただいております。</li><li>・ では、会議次第に従いまして進めさせていただきます。</li><li>・ はじめに、片桐会長から御挨拶をいただき、以降は会長に議事の進行をお任せしたいと存じます。会長よろしくお願いたします。</li></ul>
片桐会長	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 皆さんこんにちは。今年もどうぞよろしくお願いたします。</li><li>・ それでは、これより議事に入ります。</li><li>・ 議事録署名人につきましては、被保険者代表の平山委員、国民健康保険医代表の渋谷委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。</li><li>・ では、議題(1)「令和7年度 国民健康保険事業特別会計補正予算」について、事務局より説明をお願いします。</li></ul>
保険年金課長	<ul style="list-style-type: none"><li>・ では、議題(1)「国民健康保険特別会計 令和7年度5定補正予算」について説明いたします。</li><li>・ それでは資料1、1ページを御覧ください。</li><li>・ 補正の総額は、1,749万2千円となります。補正の内容ですが、歳入は、国保料の減免による119万1千円の減額と、歳出の療養費による道支出金の増額、基盤安定分の確定などによる一般会計繰入金の増額となります。</li><li>・ 歳出では、歳入と歳出の差額1,374万6千円を基金に積み</li></ul>

- 保険年金課長 立てるものです。
- 片桐会長
- ・ 令和7年度補正予算については以上です。
  - ・ ただ今の御説明に、御質問等ございますでしょうか。
  - ・ 特にないようですので、議題(1)「令和7年度 国民健康保険事業特別会計補正予算」についてはこのとおりでよろしいでしょうか。
- 各委員
- ・ はい。
- 片桐会長
- ・ ありがとうございます。それでは、議題(2)「令和8年度 当初予算案の概要」について御説明をお願いいたします。
- 保険年金課長
- ・ では、議題(2)「令和8年度 国民健康保険事業特別会計予算」について概要を説明します。3ページの資料2と書いてある「令和8年度当初予算案」を御覧ください。
  - ・ 国保特会の令和8年度当初予算の規模は、121億9,614万8千円、対前年比3億6,545万1千円の減となります。会計規模が減少する要因は、被保険者数の減少によるものです。
  - ・ 歳入で最も減少しているのは、①の国民健康保険料で4,454万8千円の減となり、これは、被保険者数の減少によるものになります。
  - ・ 歳出の①総務費では、システム改修費用の減858万6千円とレセプト点検員の会計年度任用職員の減による減額が主な要因です。②の保険給付費は2億5,637万2千円の減で被保険者数の減によるものです。これと連動して、歳入③道支出金も減少しています。
  - ・ 国保料について、もう少し詳しく説明しますので、次の4ページを御覧ください。
  - ・ 表の左上が当初予算時点での料率を比較したものです。医療分、後期分、介護分全て、所得割が下がっておりますが、これは賦課割合の所得割の割合を1ポイント下げる見直しの影響によるものです。
  - ・ 均等割、平等割は、医療分だけ上がりまして、他はほとんど変わらないという状況になっております。
  - ・ その下、子子分と書いてありますが、こちらは令和8年度に創設される子ども・子育て支援金分となります。この料率は、北海道が示す標準保険料率となります。これらの料率で算定した保険料の総額は、右の表の計15億3,255万2千円で、4,454万8千円の減となります。

- 中段の表が、1人当たり保険料の推移となります。一番下のポイントにも書いていますが、道に支払う納付金の一人当たり負担額の増加に伴い、全被保険者にかかる医療分・後期分について、一人当たり保険料が930円上がっています。右の介護分は微増です。子ども・子育て支援金分の一人当たり保険料は年額2,258円となっています。
- 子ども・子育てについては、後ほど詳しく説明させていただきます。
- 次に保健事業について、御説明します。次の5ページを御覧ください。
- 特定健康診査ですが、本市の受診率は年々向上し、6年度は35.9%となっております。受診率は保険者努力支援制度で評価され、交付金の増額あるいは減額の対象となるため、特定健診受診率向上対策を継続して実施します。
- また、特定保健指導の利用率は年々上昇していますが、道平均に大きく差があるため、引き続き利用率の向上を図っていきたいと考えております。
- 次に保健事業推進事業費ですが、糖尿病性腎症重症化予防事業、生活習慣病重症化予防事業として、健診からの医療機関未受診者に対する受診勧奨や、保健指導などを一部委託で実施継続します。
- また、服薬適正化事業では、重複・多剤服薬者に対し、通知や電話での保健指導を引き続き実施します。
- 6ページを御覧ください。基金の状況を示していますが、下から2段目、令和8年度末で、約3億9,370万円の残高を想定しています。
- 7ページが予算案の全体収支表となっています。
- その次の8ページに、条例改正を伴う制度改正をまとめています。
- まず、子ども・子育て支援納付金についてです。9ページを御覧ください。
- 令和5年12月に国が策定した「こども未来戦略」により、令和8年度から創設された新たな支援金制度です。この支援金は、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など、少子化対策を強化するための各種施策の財源として、すべての医療保険料に上乗せする形で徴収するものです。左下の図は、国

の資料の抜粋となります。子ども・子育て支援納付金の総額を、国保のほか、後期高齢、協会けんぽなどの被用者保険で負担することになっております。国はこの総額を、令和8年度で6,000億円、9年度8,000億円、10年度で概ね1兆円と段階的に引き上げることとしています。

- ・ 右側の国民健康保険料についてですが、これまでの「医療分」「後期分」「介護分」に加え「子ども・子育て支援金分」が追加となります。これまでの医療分等と大きく異なる点として、18歳以上均等割があります。子どもがいる世帯の負担が増えないようにするため、高校生までの均等割の軽減分を18歳以上で負担するものです。右下の枠で囲った図にイメージ図を載せています。18歳未満の被保険者の保険料について、一旦均等割を賦課したあと、全額軽減した18歳未満の均等割の総額を、18歳以上被保険者数で割って、18歳以上均等割を算出します。18歳以上の被保険者は、所得割、平等割、均等割に加え、18歳以上均等割を負担することとなります。
- ・ 8ページに戻っていただいて、①の上から3行目、※部分の説明となりますが、この、子ども・子育て支援金分の保険料率は、令和12年度の北海道統一料金に先行して、北海道統一の標準保険料率となります。条例においても、40:35:25といった賦課割合を規定するのではなく、他都道府県に先行して保険料率統一をしている大阪の条例にならい、北海道が算定する標準保険料率とする規定とします。このことにより、今後、標準保険料率は増えても、条例改正は不要となります。
- ・ 子ども・子育て支援金分の保険料の例を右側に記載しております。統一の保険料率は、所得割が0.29%、均等割と平等割が1,000円、18歳以上均等割が100円です。その料率で計算しますと、最低が7割軽減世帯で年間630円、所得300万円4人世帯で11,900円となり、最高は、3万円です。以上が子ども・子育ての説明となります。
- ・ 改正の二つ目として、賦課限度額の見直しとして医療分で1万円引き上げます。医療・後期・介護の合計は110万円で、子ども・子育て支援分と合わせた限度額は113万円となります。

保険年金課長

- 三つめは、5割軽減と2割軽減の軽減判定所得を国の基準に合わせ上げます。5割軽減で5,000円増の31万円に、2割軽減で、1万円増の57万円となります。
- 最後に、保険料賦課割合の見直しですが、8年度は、所得割を1ポイント下げ、賦課割合を「40:35:25」に変更します。この変更により、標準保険料率賦課割合との差は1ポイントとなります。
- 目標とする割合に到達以降は、令和12年度統一時点の激変緩和のため、標準保険料率賦課割合に合わせた改正を行っていきたいと考えております。
- これらの補正予算案、新年度予算案、条例改正案につきましては、まもなく始まる議会、令和8年第1回定例会で審議される予定となっております。説明は以上です。

片桐会長

- ありがとうございます。ただ今の説明について、御意見御質問等ございますでしょうか。
- ないようですので、議題(2)「令和8年度国民健康保険事業特別会計予算」については、このとおりでよろしいでしょうか。

各委員

片桐会長

- はい。
- ありがとうございます。
- 本日本日予定しておりました議題は、すべて終了いたしました。(3)「その他」で委員の方から何かありましたらお受けいたしますが、何かございますか。
- 事務局の方から何かございますか。

保険年金課長

片桐会長

- 事務局からは特にありません。
- それでは、以上を持ちまして第3回国民健康保険運営協議会を終了します。皆様ありがとうございました。